

生活困窮者自立支援制度

～～支援の内容～～

○ 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を、支援員にご相談ください。必要な支援や利用できる制度を一緒に考え、プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をいたします。



無料法律相談

「借金の返済が難しい」
「自宅が競売になって困っている」
「離婚したけど養育費が・・・」
法律関係のお困りごとについて、専門の弁護士がお話をうかがい、解決にむけてのアドバイスをします。

○ こどもの学習支援

こどもの進学に向けての学習サポート支援です。日常的な生活習慣、同年代の仲間と出会い活動ができる居場所作りとしての役割も担います。
(中学生が対象)



○ 住居確保給付金の支援

離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた支援と併せて、一定期間、家賃相当額を支援します。



○ 一時生活支援事業

もとより住居を持たない方、ネットカフェ等の不安定な住居の方に一定期間、宿泊場所や食事を提供します。



○ 就労準備支援事業

就労が困難な方に基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



あなたの生活の「困りごと」

ひとりで悩まず、ご相談ください。

生活のこと

経済的な不安や
悩みごと。

仕事のこと

自分にできそうな
仕事が見つからない。

将来のこと

社会に出るのが怖い、
不安だ。

病気のこと

病院代の支払いに
困っている。

受けとめます

まずは困っていること
をご相談ください。
窓口に来られない場
合はご自宅にも訪問
します。

ととのえます

担当の支援員が、
あなたの困りごとの
解決に向け支援プラ
ンを一緒に作ります。

支援します

作成したプランに沿っ
て支援します。
必要に応じて、プラン
の再検討も実施します。

【相談窓口】

阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号

電話番号 072-447-5301

FAX 072-447-5305

